

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成3年度		担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第10条					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	効果的なオゾン層保護対策を確保することは全ての国に共通した責任であり、また、オゾン層保護対策を推進する上で途上国援助措置が不可欠である。本件基金は、このような途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1990年6月にロンドンで開催されたモントリオール議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために、本基金の設立が合意された。本基金による開発途上国支援の内容は、オゾン層破壊物質(ODS: Ozone Depleting Substances)及びODSを用いた既存の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施することである。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,772	2,530	2,395	2,882	1,705		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計		2,772	2,530	2,395	2,882			
	執行額		2,772	2,530	2,395				
執行率(%)		100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	開発途上国がモントリオール議定書の規制措置(オゾン層破壊物質(ODS)の段階的削減)を実施するための資金協力及び技術協力のためのすべての合意された増加費用を賄う。196ヶ国が批准。			成果実績			ODSを7, 375トン削減		
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	ODS生産設備の閉鎖、ODSを使用する製造業における代替技術への転換、国内削減計画の策定、輸出入規制の整備等の活動を内容としたプロジェクトを承認し、実施する。			活動実績 (当初見込み)		1992年の設立以来、145カ国において6, 700以上のプロジェクトを実施し、448, 000ODPTンのオゾン層破壊物質を削減した。			— ()
単位当たりコスト	オゾン層破壊物質1単位分の平均削減コスト効率 3.93ドル/kg (334.05円/kg)			算出根拠	オゾン層保護基金事務局の集計。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	オゾン層保護基金拠出金	2,882	1,705	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し					
計	2,882	1,705							

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下でフロン等のオゾン層破壊物質を削減するためには、開発途上国も含めた地球的規模での対策が不可欠である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		オゾン層保護基金は、支援対象となる開発途上国がモントリオール議定書を遵守するために必要な活動について、活動のタイプ及びコスト水準に関する詳細なガイドラインを定め、当該ガイドラインに沿って個別のプロジェクト案審査を行っており、限られた資金の中で優先度が高い活動に対して支援を提供している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		オゾン層保護基金の下での支援を通じて、支援対象国となる開発途上国が、モントリオール議定書の下で定められたオゾン層破壊物質削減スケジュールを着実に遵守することが可能となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名		
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	2012－2014年の3年間の資金規模について、モントリオール議定書第23回締約国会合(平成23年11月)において審議が行われ、我が国は、オゾン層破壊物質削減のための資金の必要額を精査すべきである旨強く主張し、必要最小限の金額に抑制した。			
予算監視・効率化チームの所見				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		22	平成23年行政事業レビュー	
			11	